

春日部市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(春日部市国民健康保険条例の一部改正)

**第1条** 春日部市国民健康保険条例（平成17年条例第117号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(一部負担金)</p> <p>第5条 被保険者は、往診又は歯科訪問診療（以下「往診等」という。）の給付を受ける場合において、当該往診等が診療報酬の算定方法（<u>平成20年厚生労働省告示第59号</u>）別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注7の規定に該当するものであるときは、当該往診等の給付に要する費用のうち当該往診等がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。</p>	<p>(一部負担金)</p> <p>第5条 被保険者は、往診又は歯科訪問診療（以下「往診等」という。）の給付を受ける場合において、当該往診等が診療報酬の算定方法（<u>平成18年厚生労働省告示第92号</u>）別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注7の規定に該当するものであるときは、当該往診等の給付に要する費用のうち当該往診等がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。</p>

(春日部市立病院条例の一部改正)

**第2条** 春日部市立病院条例（平成17年条例第204号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(診療料等)</p> <p>第4条 前条の診療を受ける者及び病院の施設を使用する者については、診療報酬の算定方法（<u>平成20年厚生労働省告示第59号</u>）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した診療料を徴収する。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法令の規定により給付又は負担される額については、当該機関から徴収する。</p>	<p>(診療料等)</p> <p>第4条 前条の診療を受ける者及び病院の施設を使用する者については、診療報酬の算定方法（<u>平成18年厚生労働省告示第92号</u>）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した診療料を徴収する。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法令の規定により給付又は負担される額については、当該機関から徴収する。</p>

(春日部市立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

**第3条** 春日部市立病院使用料及び手数料条例（平成17年条例第205号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(使用料) 第2条 (1) ア 社会保険、国保、生活保護法（昭和25年法律第144号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）によるものの診療報酬の算定方法（<u>平成20年厚生労働省告示第59号</u>）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「各医療保険診療報酬算定方法等」という。）により算定した額</p>	<p>(使用料) 第2条 (1) ア 社会保険、国保、生活保護法（昭和25年法律第144号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）によるものの診療報酬の算定方法（<u>平成18年厚生労働省告示第92号</u>）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「各医療保険診療報酬算定方法等」という。）により算定した額</p>

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。